

2021年3月18日

第2回産業保安基本制度小委員会 資料

保安規制の見直しについて

高圧ガス保安協会

高圧ガス保安規制見直しへの懸念

スーパー
認定

認定

第1種製造者

第2種製造者

その他製造者

- ・ コンビナートに立地する大規模な事業者が多く、事故が起きた時の影響大
- ・ 住宅地, 交通大動脈に近接
- ・ 過去(1960後半～1970前半)事故が多発し, リスクも大きいいため, 特別の規制(コンビ則)を導入(1975年)
- ・ 近年も, 人的被害を伴う事故がコンスタントに発生。法令違反行為も後を絶たない。

(近年の代表的事故例)

- ・ 2011年 東日本大震災により, 千葉県・製油所でタンク爆発・火災 (重軽傷6名。3万6千世帯に避難勧告。爆風によるガラス等破損)
- ・ 2011年 山口県・化学プラントで, 爆発・火災 (死者1名。付近住民への窓閉めなど注意喚起)
- ・ 2012年 山口県・化学プラントで, 爆発・火災 (死者1名, 負傷者25名。ガラス割れ等999件)
- ・ 2017年 和歌山県・製油所で, 可燃性ガス漏えい・火災 (1,281世帯に避難指示)
- ・ 2020年 三重県・化学プラントで, 貯槽内部で酸欠事故 (死者1名)

(法令違反行為)

2011年以降, 認定事業者の法定違反行為は, KHKが確認できたものだけで16件。2019～20年でも, 事故多発 (和歌山県・製油所), 保安検査の不備 (新潟県・化学プラント) 等。



倒壊した球形貯槽(事故後撮影)

2011.3.11 千葉県・製油所

地震によるLPガス貯槽の倒壊・火災 (重軽傷6名, 3.6万世帯に避難勧告)



3月11日15時47分頃 火災発生直後

2011.3.11 千葉県・製油所

地震によるLPガス貯槽の倒壊・火災（重軽傷6名, 3.6万世帯に避難勧告）



被災状況全体

2011.11.13 山口県・化学プラント

塩化ビニルモノマー製造装置の爆発火災（死者1名，付近住民への注意喚起）



被災状況

2012.4.22 山口県・化学プラント

レゾルシン製造装置の爆発・火災（死者1名, 周辺住民を含む負傷者25名）

今回の制度見直しの問題点

- ① コンビナートに多く立地する認定事業所は事故発生時の影響が大きい。また、実際に事故が
コンスタントに発生し、法令違反行為も後を絶たない（過去10年間で16件, 27事業所）。こうした
中、実証的根拠や代替措置もないままに、規制のほとんどを事業者の自主保安に委ねることには
懸念がある。安全を保つことは、コスト見合いでなく、マストで考えるべき必要不可欠なもの。
これまでも個別に行ってきた認定事業者の行政手続き緩和は今後も継続するとともに、その他の
行政手続きも事業者負担となっているのであれば、KHKとしても真摯に対応する。
- ② テクノロジーの導入は、規模の大小を問わず事業者全般の産業保安水準を底上げできる手段で
あり、積極的に取り組むべきである。しかし、テクノロジーの導入促進のために、直接的に
関係ない手続き緩和措置をインセンティブとするのは、論理的でなく筋違いの議論である。
- ③ 認定事業所である大手企業はリスクが高いにも関わらず規制緩和し、比較的リスクの小さい
中小事業者を規制強化することは、リスクに応じて規制強度を変える規制体系の考え方とは
矛盾している。また、コロナ禍で体力の弱い中小事業者の負担を増すとの受止めから、
国民の理解が得られないのではないか。